

規則

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第一条第一項中「規定」の下に「（第十五条第二項を除く。）」を加え、同条第二項中「第四十七条第三項」の下に「又は第十五条第二項」を加える。

第二条中「別記様式」を「様式第一号」に改める。

第六条の次に次の十条を加える。

（認定の申請）

第七条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「省令」という。）第四十九条第一号の規定に基づき第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す業（以下「第一種フロン類引取等業」という。）を行おうとする者は、その業を行おうとする事業所（次条第一項第四号及び第九条において「事業所」という。）ごとに、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）申請書（次条第一項及び第十一条において「申請書」という。）に次に掲げる書類（次条第一項及び第十一条において「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

一 業務計画書

二 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

三 法第二十七条第一項の知事の登録を受けていることを証する書類

四 フロン類回収設備について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類並びにその設備の種類及び能力を説明する書類

五 冷媒の分析機器について所有権その他の使用の権原を有することを証する書

類並びにその機器の種類及び能力を説明する書類

六 フロン類回収容器の保管場所の見取図

七 第一種フロン類充填回収業者からフロン類の引取りを自ら行う者又は当該引取りに立ち会う者が、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者であることを証する書類

八 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類について、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であることを証する書類

九 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行ったことを証する書類

十 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が、高圧ガス保安法第三十八条第一項の製造若しくは貯蔵の停止又は同条第二項の製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者でないことを誓約する書類

十一 その他知事が必要と認める書類
（認定の基準等）

第八条 知事は、申請者が次に掲げる基準に適合していないと認めるとき又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項の認定を拒否するものとする。

一 法第二十七条第一項の規定により第一種フロン類充填回収業者として知事の登録を受けていること。

二 省令第四十九条第一号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。

三 第一種フロン類引取等業を行うのに必要な施設、設備及び機器を有していること。

四 事業所にフロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が配置されていること。

五 高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行っていること。

2 知事は、前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第三号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）通知書により申請者に通知するものとする。

3 知事は、前条第一項の認定を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第四号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）拒否通知書

により申請者に通知するものとする。

(認定の公表)

第九条 知事は、第七条第一項の認定を受けた者（以下「第一種フロン類引取等業者」という。）の事業所の名称及び所在地、認定番号等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(認定の更新)

第十条 第一種フロン類引取等業者の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第七条第二項、第八条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十一条 第一種フロン類引取等業者は、申請書又は添付書類の内容（フロン類回収設備の能力及び台数を除く。）に変更があつたときは、その日から三十日以内に、当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、その旨を様式第五号の第一種フロン類引取等業者変更届出書により知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第十二条 第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を様式第六号の第一種フロン類引取等業廃業等届出書により知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 第一種フロン類引取等業を廃止した場合 第一種フロン類引取等業者であつた個人又は第一種フロン類引取等業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類引取等業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種フロン類引取等業者の認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十三条 知事は、第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- 一 不正の手段により第一種フロン類引取等業者の認定を受けたとき。
- 二 第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 三 次条の規定に違反したとき。
- 四 第十五条第一項の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかったとき。
- 五 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を第一種フロン類引取等業者であった者に様式第七号の第一種フロン類引取等業者認定取消通知書により通知するものとする。

(第一種フロン類引取等業者の引渡義務)

第十四条 第一種フロン類引取等業者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取ったときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、法第四十六条第二項に規定する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(引取り等の状況の記録等)

第十五条 第一種フロン類引取等業者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、省令第四十九条第一号イ(1)から(4)までに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

2 第一種フロン類引取等業者は、毎年度終了後四十五日内、省令第四十九条第一号ロ(1)から(5)までに掲げる事項について様式第八号の第一種フロン類引取等業者のフロン類引取量及び引渡数量等に関する報告書により知事に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、第一種フロン類引取等業者の認定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記様式を様式第一号とし、同様式の次に次の七様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

| | |
|--------|--|
| ※認定番号 | |
| ※認定年月日 | |

第一種フロン類回収業者認定申請書
認定の更新

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

Ⓜ

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則 第7条第2項
第10条第2

項において準用する第7条第2項の規定により、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

| | | |
|-------------------------------------|--------------|------------|
| 事業所の名称及び所在地 | | |
| 名称 | | |
| 所在地 | (郵便番号) | |
| | 電話番号 | |
| 引取りをしようとするフロン類の種類 | CFC・HCFC・HFC | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | |
| 設備の種類 | 能力 | |
| | 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| | 台 | 台 |
| | 台 | 台 |
| | 台 | 台 |
| 冷媒の分析機器の台数 | 台 | |
| 第一種フロン類充填回収業者登録番号 | 埼玉県知事第 号 | |
| 第一種フロン類充填回収業者登録年月日 | 年 月 日 | |
| フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者の氏名 | | |

- 備考 1 ※の欄は、更新の場合に記入すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第一種フロン類引取等業者の認定の更新通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類引取等業者の認定の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第7条第1項第10条第1項の規定により、下記のとおり認定をしたので、第8条第2項の規定により通知します。
条第2項において準用する第8条第2項

記

| | |
|-------------------|--------|
| 認定番号 | |
| 認定年月日 | |
| 認定の有効期間の満了年月日 | |
| 引取りをしようとするフロン類の種類 | |
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | |
| 所在地 | (郵便番号) |

様式第4号（第8条関係）

第一種フロン類引取等業者認定拒否通知書
認定の更新

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類引取等業者の認定の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第8条第1項第10条第2項において準用する第8条第1項の規定により、下記のとおり認定をしないこととしたので、同条第3項第10条第2項において準用する第8条第3項の規定により通知します。

記

| | |
|-------------------|--------|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | |
| 所在地 | (郵便番号) |
| 引取りをしようとするフロン類の種類 | |
| 認定拒否の理由 | |

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号（第11条関係）

第一種フロン類引取等業者変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定番号

第一種フロン類引取等業者の認定に係る事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第11条の規定により、必要な書類を添えて次のとおり届け出ます。

| 変更の内容 | 変更後 | 変更前 |
|-------|-----|-----|
| | | |
| 変更理由 | | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第6号（第12条関係）

第一種フロン類引取等業廃業等届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|------------------------------|--|
| 第一種フロン類引取等業者 であった者の氏名又は名称 | |
| 認定番号及び認定年月日 | 第 号 年 月 日 |
| 第一種フロン類 引取等業者との関係 | |
| 廃業等の理由（該当する ものに○を付すこと。） | 1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の 理由により解散 5 認定に係る第一種フロン類引取等業の廃止 |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第7号（第13条関係）

第一種フロン類引取等業者認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第13条第1項の規定により、下記のとおり認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|-------------|--------|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | |
| 所在地 | (郵便番号) |
| 認定番号 | |
| 認定年月日 | |
| 認定の取消理由 | |

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第8号（第15条関係）

第一種フロン類引取等業者のフロン類引取量及び引渡数量等に関する報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第15条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| C F C | |
|-----------------------|----|
| 第一種フロン類充填回収業者から引き取った量 | kg |
| 年度当初に保管していた量 | kg |
| 第一種フロン類再生業者に引き渡した量 | kg |
| フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg |
| 年度末に保管していた量 | kg |

| H C F C | |
|-----------------------|----|
| 第一種フロン類充填回収業者から引き取った量 | kg |
| 年度当初に保管していた量 | kg |
| 第一種フロン類再生業者に引き渡した量 | kg |
| フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg |
| 年度末に保管していた量 | kg |

| H F C | |
|-----------------------|----|
| 第一種フロン類充填回収業者から引き取った量 | kg |
| 年度当初に保管していた量 | kg |
| 第一種フロン類再生業者に引き渡した量 | kg |
| フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg |
| 年度末に保管していた量 | kg |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。